

しがの学びと居場所の保障プランの改定について

1 改定の趣旨

- 本県では、不登校の状態にある子どもの支援に係る基本理念、令和6年度支援策等をまとめた本プランを策定(令和6年3月)。
- 現行プランでは「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としており、今年度の取組状況等も踏まえ、今後の支援の方向性等を示すため、必要な改定を行うもの。
- 本プランを不登校の状態にある子どもの支援の方向性を示す指針として、子どもの目線に立ち、子どもの状態に寄り添った支援を進めることとし、子どもを取り巻く環境、子どもの学びの機会・居場所等をめぐる状況の変化に合わせ、順次発展させていく。

2 改定の方向性

- (1) プランの基本的事項を整理し、以下の各項目を新たに記載する。
 - ①不登校の状態にある子どもの支援の基本的な考え方
「子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実」
 - ②目指す姿
「不登校の状態にある子どもについて、支援につながっていない子どもをゼロにする。」
 - ③不登校の状態にある子どもの支援の推進における県の役割
 - ・ 県域における子どもの育ちと学びの環境整備
 - ・ 市町域では難しい広域的な取組
 - ④プランの推進体制
「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」における検証等
- (2) 不登校の状態にある子どもへの支援策の具体化に係る記載を追加する。
 - ①子どもの状態の区分(登校できる・できない/外出できる・できない)に「未然防止」の区分を追加するとともに、9つの支援の方向性を学校内外の視点で再整理
 - ②9つの支援の方向性ごとに、今後の取組を記載

3 改定までの進め方

しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会における学識経験者や関係者の参画による議論を踏まえた検討や、市町や不登校当事者等の意見等を踏まえて改定を行う。

4 改定スケジュール

令和6年(2024年)6月7日	第1回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和6年(2024年)9月10日	第2回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和6年(2024年)11月11日	第3回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和6年(2024年)11月20日	教育・子ども若者常任委員会(骨子案)
令和6年(2024年)12月	第4回しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会
令和7年(2025年)1月	教育・子ども若者常任委員会(素案)
令和7年(2025年)3月	教育・子ども若者常任委員会(最終案)

しがの学びと居場所の保障プランの改定について

1. 改定の趣旨

- ・本県では、不登校の状態にある子どもの支援に係る基本理念、令和6年度支援策等をまとめた本プランを策定(令和6年3月)。
- ・現行プランでは「子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を令和6年度以降順次具体化し、検証を重ねつつ発展させていく」としており、今年度の取組状況等も踏まえ、今後の支援の方向性等を示すため、必要な改定を行う。
- ・本プランを不登校の状態にある子どもの支援の方向性を示す指針として、子どもの目線に立ち、子どもの状態に寄り添った支援を進めることとし、子どもを取り巻く環境、子どもの学びの機会・居場所等をめぐる状況の変化に合わせ、順次発展させていく。

2. 不登校の状態にある子どもの支援の基本的な考え方

・子どもを真ん中において、多様な状態にある子どもにあった学びの機会と居場所および必要な支援の充実

- ①誰もが安心して学ぶことができる学校づくりと、学校に行きづらさを抱える子どもへの初期段階での早期対応
- ②教室に入りづらい子どもには、校内教育支援センター等一人ひとりに合った対応による学びの継続や居場所の確保
- ③学校に行けない子どもには、校外教育支援センターでの対応や民間施設での受け入れをはじめ、福祉や医療等の様々な関係機関とも連携した支援
- ④学校に行けず、家庭から出られない等の「支援につながっていない子ども」には、アセスメント等に基づくアウトリーチ支援

へ 子 ど も の 状 態 と 支 援 へ	登校できる	登校できない			
	外出できる			外出できない	
	未然防止	登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)	外に出ない (家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば自室から出ない場合も)
	誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	初期段階での早期対応	校内教育支援センターなど一人ひとりに合った対応	校外教育支援センターでの対応 民間施設での受け入れ (様々な関係機関と連携した支援)	アセスメント等に基づくアウトリーチ支援

3. 基本理念 等

【基本理念】 すべての人が愛情をもって関わり子どもたちの生きる力を育む

【具体的手法等】 ①多様な学びの機会を確保する、②安心して成長できる居場所をつくる、③子どもの状態に応じ、教育と福祉の観点から、教育施策と子ども施策に取り組む関係機関が連携した「チーム」で支援

【目指す姿】 不登校の状態にある子どもについて、支援につながっていない子どもをゼロにする

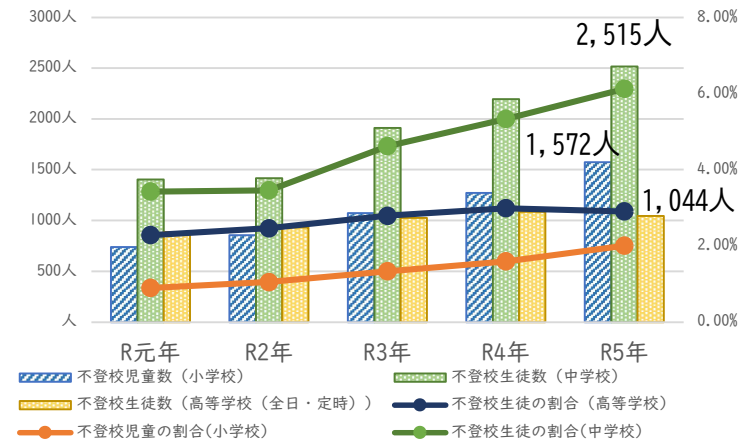
参考(国プラン) 不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指します。

(※「支援」は見守りも含む)

4. 現状等

(1) 不登校児童生徒の推移

・不登校児童生徒数は年々増加。



出典 (1)～(3)「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

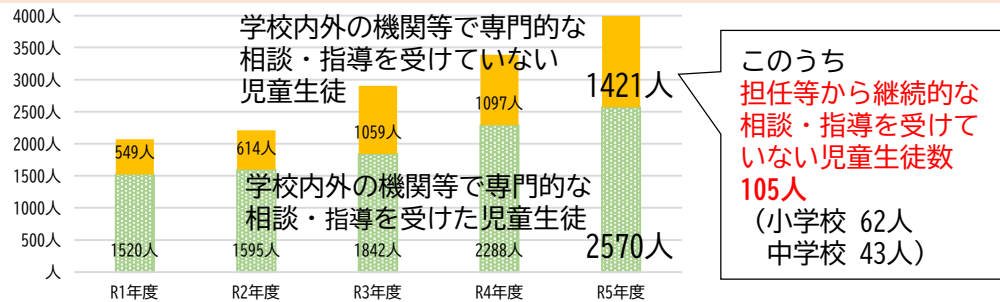
(2) 不登校の理由等

・不登校の要因は多様。

学級	理由	人数	割合
【小学校】	① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	509人	32.6%
	② 不安・抑うつ等の相談があった	490人	31.4%
	③ 生活リズムの不調に関する相談があった	468人	30.0%
	④ 親子の関わりに関する問題の情報や相談があった	463人	29.6%
【中学校】	① 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	795人	32.7%
	② 不安・抑うつ等の相談があった	726人	29.9%
	③ 生活リズムの不調に関する相談があった	714人	29.4%
	④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	529人	21.8%
【高等学校】 (全日制)	① 不安・抑うつ等の相談があった	168人	26.5%
	② 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	155人	24.4%
	③ 生活リズムの不調に関する相談があった	115人	18.1%
	④ 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	106人	16.7%

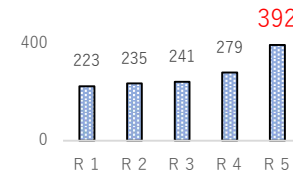
「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査」(R6滋賀県) 結果 ※複数回答
 ○回答者数 小学生70名・中学生49名
 ①学校の決まりのこと 43件 ②勉強のこと 42件
 ③友達のこと 28件 ④自分のこと(朝起きられない、やる気がでない等) 26件

(3) 学校内外での支援等の状況(専門家等による)

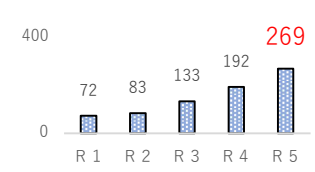


このうち
 担任等から継続的な
 相談・指導を受けて
 いない児童生徒数
 105人
 (小学校 62人
 中学校 43人)

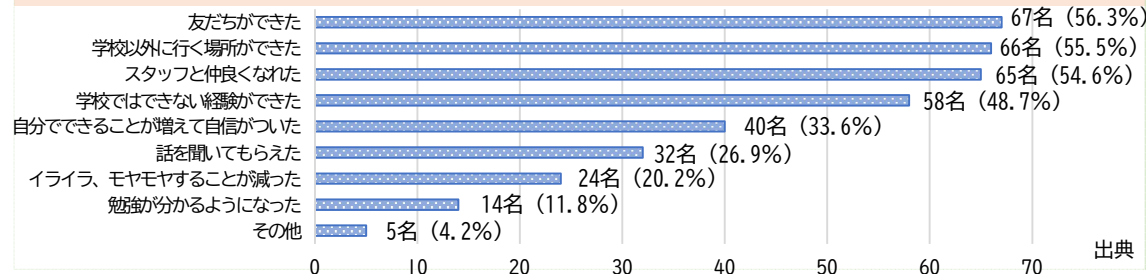
教育支援センター利用者数



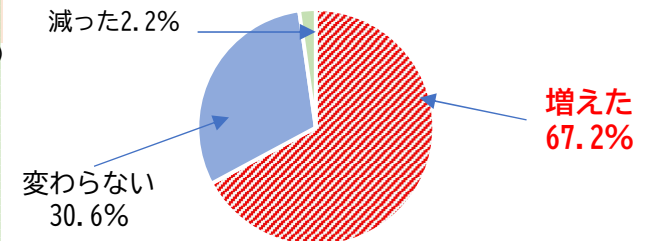
民間施設等利用者数



(4) フリースクールを利用してよかったこと(複数回答)(子どもn=119)



(5) 子どもが不登校になってからの保護者の気分の落ち込みや自責の感情(保護者n=134)



出典 (4)(5)「民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査」(R6滋賀県)

5. 支援にあたり重視する視点 等

重視する視点の3つの柱

- 1 子どもを真ん中において、小さなSOSを見逃さず、「チーム」で支援します
- 2 学校を「みんなが安心して学べる場・居場所」にするとともに、多様な学びの場・居場所と連携し、社会的な自立の機会を保障します
- 3 子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます

学校の役割・・・学校は「学習機会と学力を保障するという役割のみならず(中略)居場所・セーフティーネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」を担っている。(R3中教審答申より)

こうした学校が担う重要な役割を前提としながら、不登校支援にあたっては、子ども自身の意思を十分に尊重し、学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティーネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

不登校の状態にあるすべての子どもの支援のため、

- ①一人ひとりの状態にあった「学びの機会」と「居場所」の確保
- ②「学びの機会」と「居場所」に子ども自身がつながれる仕組み を県全体で整備を進めていくことが必要

支援の推進にあたっての県の役割

【県域における子どもの育ちと学びの環境整備】

- ・居住地、家庭環境等に関わらず、県全体として、一定水準の子どもの教育等の環境整備

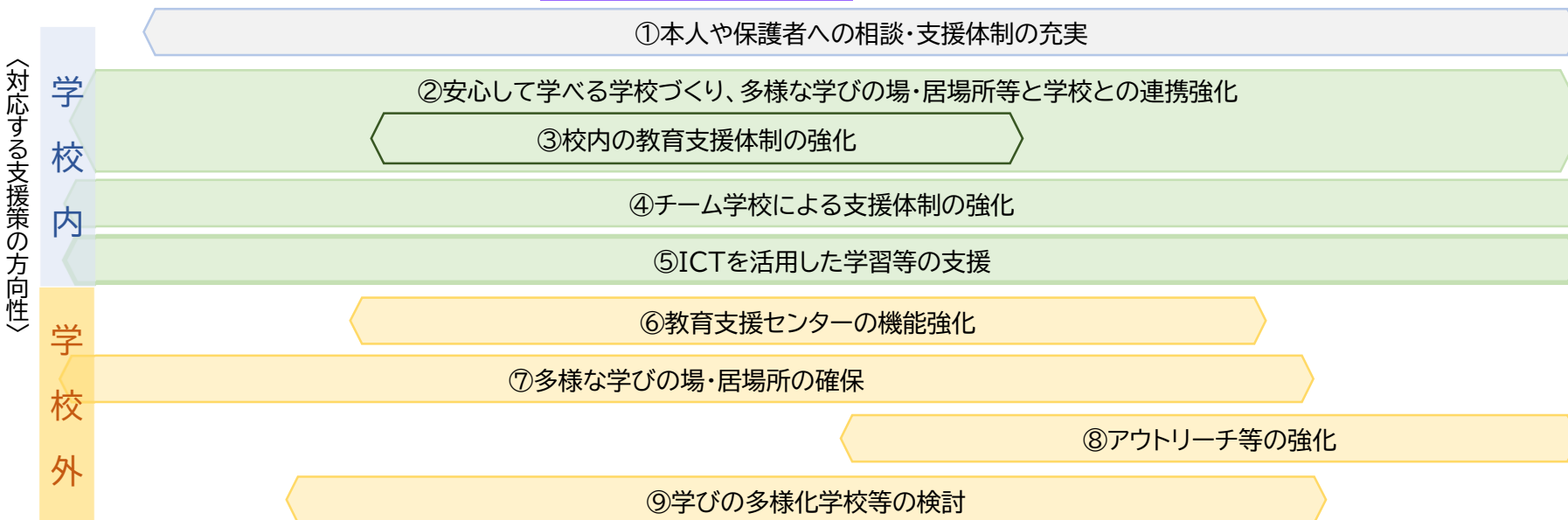
【市町域では難しい広域的な取組】

- ・教員や専門職を含む支援人材の確保、資質向上に向けた取組
- ・学びの機会・居場所等に係る情報集約や発信、関係分野の横連携の強化に向けた取組
- ・モデル的試行的取組による支援手法等の事例創出とその横展開 など

6. 不登校の状態にある子どもへの支援策

○ 支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、順次、市町や関係者の意見を伺いながら具体化を図る。

登校できる		登校できない	
外出できる		外出できない	
未然防止	登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)
誰もが安心して学ぶことができる学校づくり	学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要
			生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要



学 校 内

子どもの状況にあわせて、個別への寄り添い、相談等の対応ができるよう、教員や専門職等の加配やその資質の向上など支援体制の充実に努める

学 校 外

子どもの状況等に応じて、それぞれの機関等の特性を活かした個別最適な学びの機会、居場所等を提供するとともに、学校（在籍校）や関係機関との連携の強化の仕組みづくりを進める

6-2. 不登校の状態にある子どもへの支援策の状況等

各支援の方向性に関する取組等の現状や課題等については、下表のとおり。改定にあたり、各支援の具体的な取組充実等の方向性を記載。

支援の方向性	現状	課題	今後の取組充実等の方向性（案）
①本人や保護者への相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSや電話等の相談窓口の設置 ・ 1人1台端末を活用した心の健康観察導入に向けたモデル取組の実施 ・ 家庭教育支援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等の本人に対する相談スキルやアセスメント力向上 ・ 保護者等への情報提供やつながりの機会確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等の資質向上のための取組の充実 ・ 保護者交流・相談の機会確保や情報発信等のニーズに沿った支援の充実
②安心して学べる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の充実 ・ 不登校支援に関する窓口・機関等の情報発信に向けた情報集約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の状況にあわせた学習等の支援体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制の充実 ・ 教員等の資質向上の推進
③校内の教育支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSRの設置促進や教員加配、学習指導員配置に向けた支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室以外の居場所等（SSR等）の整備および運営体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制の充実 ・ SSR等の整備の促進
④チーム学校による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SC、SSWの専門職の配置時間の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SC・SSW等の専門職の配置 ・ 福祉、医療、民間団体等と連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援体制の充実 ・ 関係機関等との連携強化のための関係づくりの推進
⑤ICTを活用した学習等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ メタバースの活用に向けた試行的取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン等ICTの活用手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインでの学習機会の提供への活用
⑥教育支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習環境整備のための取組（補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の状況にあわせた学習等の支援体制 ・ センターの機能の周知・情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの状態にあった利用しやすいセンター体制整備の推進
⑦多様な学びの場・居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所の開拓や多機能化、ネットワーク化推進のための取組 ・ 民間施設等利用保護者・子どもの実態把握（実施中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所やフリースクール等民間施設等と学校の連携の強化 ・ 子どもの学びの場・居場所への支援のあり方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間施設等と学校の連携強化のための仕組みづくり ・ 学校における適切な出席扱い、成績評価
⑧アウトリーチ等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援につながらない児童生徒の実態把握（実施中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者のアセスメント力向上と支援を構築できる人材 ・ 家庭・本人へのアプローチ手法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成 ・ ICTの活用など、様々なアプローチ手法の検討
⑨学びの多様化学校等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の関係所属による検討会議の設置・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町のニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの多様化学校の必要性や代替機能の有無等も含めた検討

7. プランの推進体制

- ・ 本プランの推進にあたっては、県の関係部局の相互連携、市町との連携を推進する。
- ・ 進行管理等については、「しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会」（構成員：学識経験者、関係機関・団体等）において検証等を行い、プランの見直し等が必要になった際には、市町や当協議会等の意見を聴取しながら、改定を行う。